

議案第 98 号

三田市MCA防災行政無線の取得について

下記のとおり三田市MCA防災行政無線を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三田市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

三田市長 竹内英昭

記

1 取得数量

1式

2 取得の目的

災害発生時の避難勧告等を適切に市民に伝達する手段として、土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内に防災行政無線を整備し、情報伝達手段の多様化を図ることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

3 取得金額

322,380,000円

4 取得の相手方

大阪市北区堂島浜2丁目2番8号

西菱電機株式会社大阪支社

支社長 川端真史

三田市MCA防災行政無線の概要

1 概要

三田市MCA防災行政無線は、(一財)移動無線センター運営のMCA無線システムを活用し、市役所に設置される親局設備と消防本部に設置される補助局設備、小中学校等に設置される拡声子局設備、避難所に設置される半固定式無線機、公用車に装備される車載型無線機、職員が携行する携帯型無線機で構成される。この無線システムにより、避難勧告等を適切に市民に伝達し、災害対策本部、避難所及び災害現場との連携を図ることにより、迅速な災害対応を行おうとするものである。

2 三田市MCA防災行政無線設置場所及び設置機器

設置場所	住所	主な設置機器
三田市役所	三田市三輪二丁目1番1号	操作卓等親局設備1式
三田市消防本部	三田市下深田396番地	操作卓等補助局設備1式
小中学校等	三田市内	拡声子局設備51基
指定避難所	三田市内	半固定式無線機29台
公用車	三田市三輪二丁目1番1号	車載型無線機10台
三田市役所	三田市三輪二丁目1番1号	携帯型無線機10台